

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十七条第七項の規定によって、次のとおり登録検査機関の登録事項の変更の届出があった。

令和三年四月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

安芸高田アグリフーズ株式会社		登録検査機関の名称	
抹消		変更の内容	
竹下 範明	森長 弘	氏名	
安芸高田市甲田町上甲立二〇七八番一―号	山県郡北広島町舞綱五八六番地	住所	
玄米	玄米	農産物検査を行う農産物の種類	
令和三年三月三十一日		変更年月日	